

各位

2009年6月26日
伊藤忠商事株式会社

当社子会社による低料第三種郵便制度の不適切な利用について

本日、当社の子会社で、紙製品・パルプ等を扱っております伊藤忠紙パルプ株式会社（以下「伊藤忠紙パルプ」と言います）の社員が郵便法違反で、略式命令を受けました。関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることを、深くお詫び申し上げます。

伊藤忠紙パルプは株式会社ウイルコより低料第三種郵便物制度利用について提案、及び法的に問題ないとの説明を受け、取引先に対して同制度の利用を紹介しておりました。同社において、低料第三種郵便制度の不適切な利用にあたるとの認識を持っていたものではありませんでしたが、結果的に不適切な利用問題に関与する形となりました。

このような事態が発生いたしましたことは誠に遺憾であり、今後も伊藤忠グループを挙げてコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

本件に関するお問合せ先：

伊藤忠商事(株) 広報部 報道チーム 寺下
03-3497-6446

(添付：伊藤忠紙パルプ(株)公表資料)

以上

各位

2009年6月26日
伊藤忠紙パルプ株式会社

低料第三種郵便制度の不適切な利用について

本日、当社社員が、郵便法違反で略式命令を受けました。

関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をお掛けすることを深くお詫び申し上げます。当社は株式会社ウイルコより低料第三種郵便物制度利用について提案、及び法的に問題ないとの説明を受け、取引先に対して同制度の利用を紹介しておりました。当社において低料第三種郵便制度の不適切な利用にあたるとの認識を持っていたものではありませんでしたが、結果的に不適切な利用問題に関与する形となりました。

このような事態が発生いたしましたことは誠に遺憾であり、改めて内部管理体制の強化を徹底し、再発防止に努めてまいります。具体的には以下の通り、再発防止策を決定しております。なお関係者の処分については、社内ルールに則り決定することといたします。

【再発防止策】

1. コンプライアンスプログラム、管理体制の徹底・強化
 - ・新規取引開始時の承認申請制度の運用を再徹底する。
 - ・全ての取引について、法令の求める許認可取得の有無について、管理部（CSR・リスクマネジメント部）が確認する。
2. 社員のコンプライアンス意識向上
研修制度、周知徹底活動等により、社員のコンプライアンス意識をレベルアップし、当社の企業理念・企業行動基準に沿って、常識・良識に鑑み疑問のある取引は行わないことを徹底する。

【利益の返還について】

本取引に関わり得た利益については社内に留め置くことなく拋出したいと考え、現在、顧問弁護士の指導を受け最善の方策を講じるべく検討中です。

本件に関するお問合せ先：

伊藤忠紙パルプ(株) 管理本部
CSR・リスクマネジメント部 部長 田代 耕造
03-3639-7109

以上